

平成 27 年 6 月 8 日招集

平成 27 年第 2 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（燕市税条例等の一部改正）	1 頁
報告第 2 号	専決処分の報告について（燕市国民健康保険税条例の一部改正）	9 頁
報告第 3 号	専決処分の報告について（平成 26 年度燕市一般会計補正予算（第 12 号））	12 頁
報告第 4 号	専決処分の報告について（平成 26 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））	13 頁
議案第 42 号	燕市教育委員会委員の任命について	14 頁
議案第 43 号	燕市税条例の一部改正について	15 頁
議案第 44 号	燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について	29 頁
議案第 45 号	燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	31 頁
議案第 46 号	市道路線の認定について	33 頁
議案第 47 号	平成 27 年度燕市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 48 号	平成 27 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

専決処分の報告について

燕市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市税条例等の一部を改正する条例

(燕市税条例の一部改正)

第1条 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項の表中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第37条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第38条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第45条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第47条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第8条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第8条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第22条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第25条の2第4項の規定による申告書の提出(第25条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げ

る寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第22条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第9条の2第6項中「第15条第38項」を「第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第9条の4を次のように改める。

第9条の4 削除

附則第10条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第11条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、「(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)」を削る。

附則第12条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第15条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(燕市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 燕市税条例の一部を改正する条例(平成26年燕市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第15条の改正規定を次のように改める。

附則第15条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第2号中「第70条の改正規定」を「第70条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第4号中「第40条及び」の次に「第70条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第70条」を「第70条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第70条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)、イ

及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条の表中「附則第15条」を「附則第15条第1項」に、「燕市条例第15号」を「燕市条例第17号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第8条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第8条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

平成 26 年度燕市一般会計補正予算（第 12 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

専決処分の報告について

平成 26 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

燕市教育委員会委員の任命について

燕市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年6月8日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市宮町5番4－2号

氏 名 中 野 信 男

昭和24年5月22日生

議案第 43 号

燕市税条例の一部改正について

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第12条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第25条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第25条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第39条第2項中「減免を受けようとする事由を記載した申請書を」を「次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

第51条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第51条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第59条第2項中「減免を受けようとする事由を記載した申請書を、」を「次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

第62条第1項第1号及び第62条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第78条第2項第2号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第79条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第126条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第4条の2の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第15条の2を次のように改める。

第15条の2 削除

附則第21条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 燕市税条例第12条第2項、附則第4条の2の2第1項及び第15条の2の改正規定並びに附則第2条第5項及び第5条の規定 平成28年4月1日

(2) 燕市税条例第2条第3号、第4号、第25条の2第8項、第39条第2項、第51条の2第1項第1号、第51条の3第1項第1号及び第2項第1号、第59条第2項、第62条第1項第1号、第62条の2第1項第1号、第78条第2項第2号、第79条第2項第1号及び第126条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第9条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6

項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第21条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第6項、第3条第2項、第5条及び第6条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の燕市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第21条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第39条第2項各号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第12条第2項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第25条の2第8項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第25条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前行われる旧条例25条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 51 条の 2 第 1 項第 1 号、第 51 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 59 条第 2 項、第 62 条第 1 項第 1 号並びに第 62 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 9 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号並びに第 21 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 51 条の 2 第 1 項並びに第 51 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 21 条第 3 項に規定する申出書、新条例第 59 条第 2 項に規定する申請書又は新条例第 62 条第 1 項及び第 62 条の 2 第 1 項並びに附則第 9 条の 3 各項及び第 21 条第 1 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の燕市税条例(以下「旧条例」という。)第 51 条の 2 第 1 項並びに第 51 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 21 条第 3 項に規定する申出書、旧条例第 59 条第 2 項に規定する申請書又は旧条例第 62 条第 1 項及び第 62 条の 2 第 1 項並びに附則第 9 条の 3 各項及び第 21 条第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 78 条第 2 項第 2 号及び第 79 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 78 条第 2 項並びに第 79 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 78 条第 2 項並びに第 79 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 15 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」とい

う。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第84条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第87条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第87条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)第1条の規定による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第87条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第87条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第87条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われ

た紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第 81 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号。以下、「平成 27 年改正法」という。)附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 10 条、第 87 条第 4 項及び第 5 項、第 89 条の 2 並びに第 90 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第87条第1項若しくは第2項	燕市税条例の一部を改正する条例(平成27年燕市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、
第10条第2号	第87条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第10条第3号	第37条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書で、その提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第87条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第87条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第89条の2	第87条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第90条第2項	第87条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙

巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 88 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 87 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第87条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第87条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第89条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第90条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ

税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第87条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第87条第5項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において

の項		て準用する同条第6項
第7項の表第89条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第90条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日

第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第87条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第87条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第89条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第90条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第126条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第126条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

議案第 44 号

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成26年燕市条例第18号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年燕市条例第18号)
の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第21項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年燕市条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道路線の認定をするものとする。

平成 27 年 6 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

市道路線認定調書

[illegible]

市道路線認定図1 縮尺 1 : 10,000



1

2

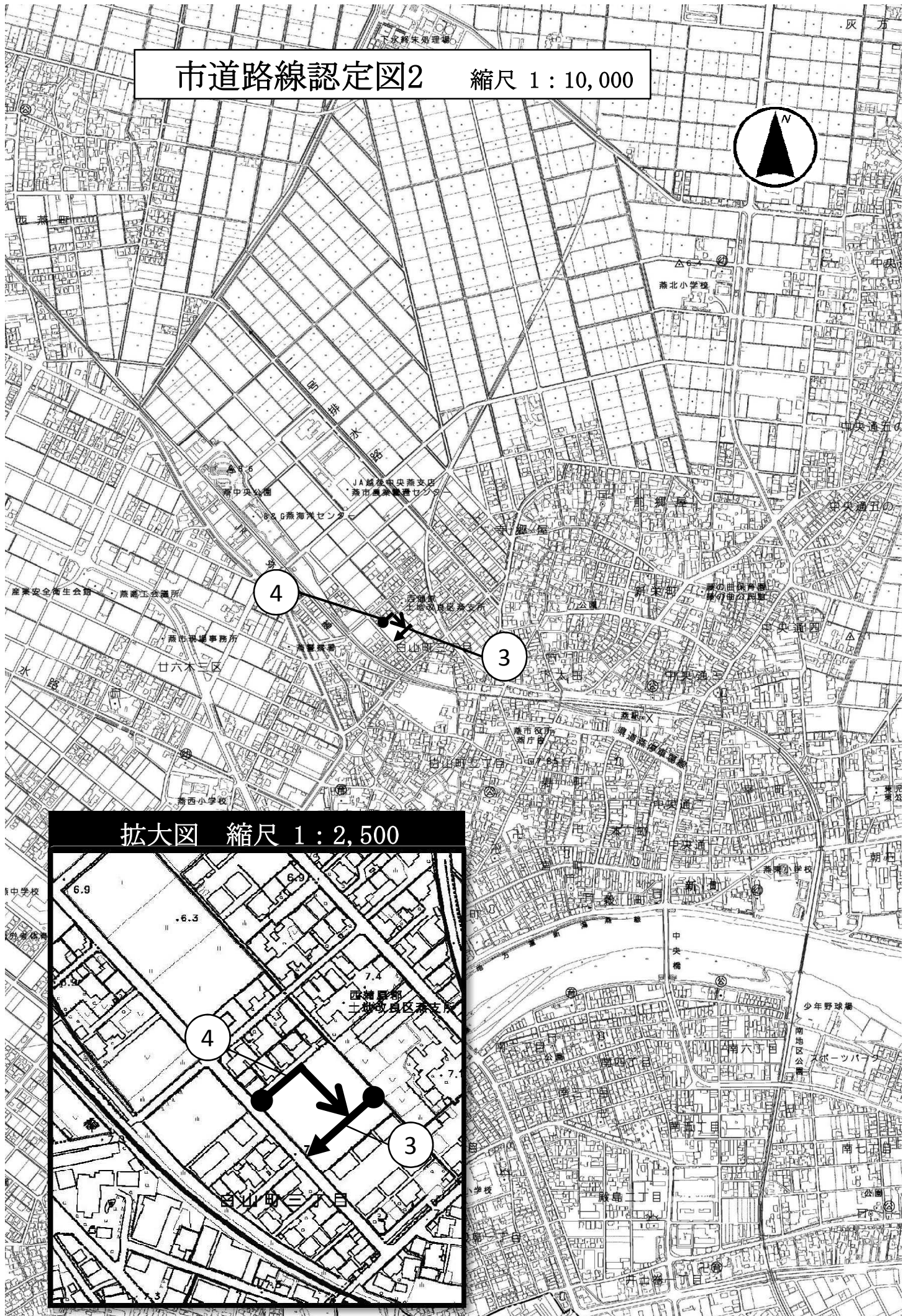
拡大図 縮尺 1 : 2,500

1

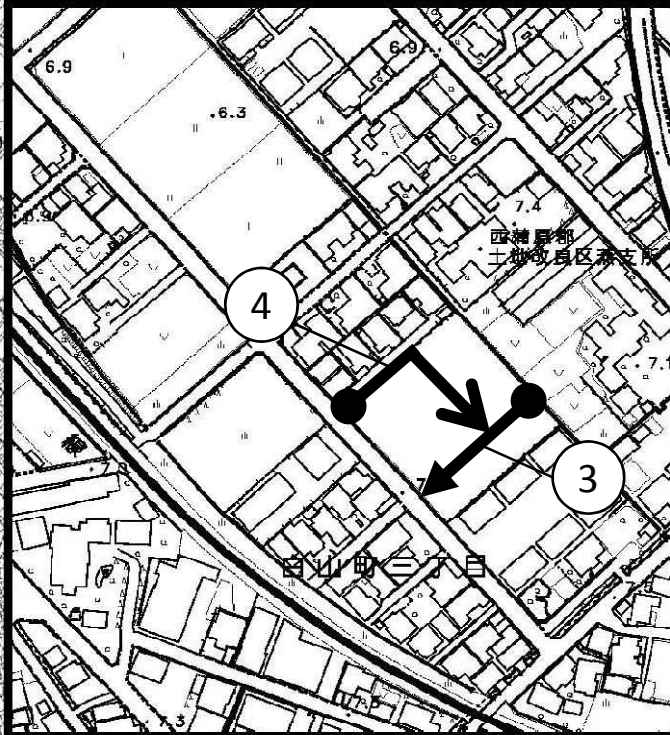
2

市道路線認定図2

縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500



市道路線認定図 3

縮尺 1 : 10,000



拡大図 縮尺 1 : 2,500

